

一般社団法人青森県レクリエーション協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人青森県レクリエーション協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツ、生涯学習、文化、芸術、野外、自然体験等の諸活動によるレクリエーションの総合的な普及振興及びレクリエーションに関する活動を行う他の団体に対する支援を行い、もって県民の心身の健全な発達と明るい豊かな県民生活の形成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) レクリエーションの総合的な普及振興を図ること。
- (2) レクリエーションに関する組織の強化及び発展のための支援と相互の連絡調整を図ること。
- (3) レクリエーションに関する大会を開催すること。
- (4) レクリエーションに関する指導者を養成すること。
- (5) レクリエーションに関する調査、研究及び開発をすること。
- (6) レクリエーションに関する広報及び啓発を行うこと。
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した次の団体及び総会で承認された普通会員並びに指導者会員
 - ①市町村におけるレクリエーションを総合的に統括する団体
 - ②県内におけるレクリエーション及び生涯スポーツの種目ごとの統括団体
 - ③職域、その他、県内におけるレクリエーションに関係ある団体
 - (2) 普通会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
 - (3) 指導者会員 公益財団法人日本レクリエーション協会の公認資格指導者
 - (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体及び個人
- 2 前項のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

- 第6条 正会員になろうとする団体及び普通会員並びに賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 指導者会員は、公益財団法人日本レクリエーション協会公認の資格登録及び登録費納入をもって会員になるものとする。
 - 3 正会員となる普通会員並びに指導者会員は、総会で別に定める内規に従って理事会で推薦し、総会での承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。ただし、指導者会員は、前条第2項に示す会員の資格の取得をもって納入したものとみなす。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届出書を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の特別決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を2年以上滞納したとき。

(2) 指導者会員が公益財団法人日本レクリエーション協会の登録を抹消されたとき。

(3) 当該会員が死亡、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 退会届出書の提出をしたとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、以下の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、第17条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、会長1名、副会長若干名(うち1名を専務理事とする)、常務理事1名とする。
- 3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は総会の決議において選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議において理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会の決議に基づき通常の業務を掌理する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(顧問等)

第27条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第34条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、第33条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会において報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令に定められた事由によって解散する。

(残余財産)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会

(専門委員会等)

第45条 この法人に業務遂行上必要があるときは、専門委員会等必要な職を置くことができる。

2 専門委員会等に関する事項は、理事会の承認を経て別にこれを定める。

第11章 事務局

(職員)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第12章 表彰

(表彰)

第47条 この法人は、この法人の目的を理解し、その活動を積極的に推進することにより、レクリエーションの普及振興に多大な功績をあげた者及び団体を表彰する。

2 前項に関する必要な事項は、理事会の承認を得て別にこれを定める。

第13章 補則

(細則)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（令和3年12月27日）から施行する。
- 2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	杉本康雄 白川直人 高橋昌樹 木村博子 中嶋與志久 三ツ谷正和 大塚利美 小泉裕美 西谷須磨子 大久保幸恵 木村貴子 中村政俊 井畑康明 工藤昭範 太田薫
設立時監事	福田 均 三國 美香
設立時代表理事	（住所）青森県青森市桜川4丁目31番5号 （氏名）杉本 康雄
- 4 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

（住所）青森県むつ市十二林9番6号	（氏名）白川 直人
（住所）青森県青森市第二問屋町3丁目22番16号	（氏名）三ツ谷 正和
- 5 令和6年5月19日 一部改訂